

火葬棟空調機更新工事の足場撤去に伴う駐車場の使用制限について

令和6年12月2日(月)～3日(火)は、火葬棟空調機更新工事の足場撤去のため、のエリアは、使用できません。(侵入不可)
マイクロバス及び仕出業者の車両は、図面の箇所を臨時駐車場所としてご使用ください。

